

居宅介護支援事業所清鈴園
重要事項及びサービス内容説明書

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団
事業者の所在地	広島県廿日市市原362番地の2
代表者名	理事長 西尾 正嗣
電話番号	0829-38-0011
設立年月日	1967（昭和42）年3月28日

2. ご利用の事業所

事業者の名称	居宅介護支援事業所清鈴園
事業者の所在地	広島県廿日市市原362番地の2
管理者の氏名	高本 裕子
電話番号	0829-38-0011
ファクシミリ番号	0829-38-1192
指定事業所番号	広島県指定第3472700024号

3. 通常の事業の実施地域

実施地域	廿日市市（旧廿日市市地区、旧大野町地区） 広島市佐伯区
------	-----------------------------

4. ご利用事業所であわせて実施する事業

事業者の種類	広島県知事の事業者指定		利用 定数
	指定年月日又は事業開始年度	指定番号	
介護老人福祉施設	1971（昭和46）年7月29日	広島県 3472700263号	58人
通所介護事業	2000（平成12）年3月16日	広島県 3472700214号	30人
居宅介護支援事業	1999（平成11）年9月10日	広島県 3472700024号	
老人介護支援センター	2006年度	介護保険外サービス	
配食サービス	1995年度		

5. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法の定めるところにより、ご契約者（利用者）がその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように援助します。
施設運営の方針	事業の運営、サービスの提供にあたっては関係法令、省令及び告示に適合することはもとより、次のことを基本的方針とします。 (1) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護計画を作成します。 (2) 利用者及びその家族（以下「利用者等」という）の自己決定を尊重し、選択利用に必要な情報を適切に提供し、意向に沿った計画作成に努めます。

	(3) 正当な理由なくサービス提供を拒まずまた、サービス提供にあたっては居宅介護支援事業者及び福祉、保健、医療公私のサービスと連携し効果的なサービス提供に努めます。
--	--

6. 職員体制

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格	職務
		常勤		非常勤					
		専従	兼務	専従	兼務				
管理者	1		1			10	1以上	社会福祉士 介護支援専門員	人事、業務管理
介護支援専門員	2		1	1		18	1以上	①社会福祉士 介護支援専門員 ②介護支援専門員	指定居宅介護支援業務 受託介護予防支援業務

7. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）常勤で勤務
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）常勤で勤務
介護支援専門員	（9：00～17：00）非常勤で勤務

8. 営業日および営業時間等

営業日	毎日曜日、祝日、12/30～1/3以外の日は営業
営業時間	9：00～18：00
緊急時対応	電話等により24時間緊急連絡可能

9. 居宅介護支援サービスの概要（提供するサービス内容）

居宅介護支援サービスの内容	提供方法	介護保険適用の有無
居宅サービス計画の作成	<p>次の方法でケアプランを作成します。</p> <p>1. 情報収集 家庭訪問等によりケアプラン作成に必要な情報をお聞きする。 (1) ご本人，又はご家族から ① ご本人の心身の状況 ② 日常生活動作能力 (食事，排泄，着替え，整容，入浴，起居移動などの能力) ③ 日常生活手段能力 (炊事，洗濯，掃除，買い物，金銭管理などの能力) ④ 介護環境，介護状況 ⑤ ご本人，ご家族の意向や希望など ⑥ 公費（公費医療負担受給者）等で減免申請の希望など (2) 主治医，要介護認定調査票，認定審査会審査票などから契約書であなたの了解を得ている上記関係者などから必要に応じて情報提供を受けます。</p> <p>2. ケアプラン原案の作成 上記を総合して，利用したいサービスの種類，量等を決定し，週間サービス利用計画表（ケアプラン）と利用料金総額と自己負担額を明示した原案を作成します。（主として「三団体版ケアプラン策定研究方式」を活用）</p> <p>3. ご本人又はご家族の同意 上記原案を提示し，同意を得てサービス利用計画表を最終決定します。</p> <p>4. 利用サービス事業者の選択決定 決定したサービス利用計画表により，利用するサービス事業者の選択決定を支援します。</p>	○
居宅サービス事業者との連絡，調整	<p>ご本人が円滑にかつ適切にサービスが利用できるように関係事業者と「サービス担当者会議」を開催するか，電話または訪問によりサービス事業者間の連絡調整をおこないます。</p>	○

経過観察, 評価	<p>月に1回以上ご本人を家庭訪問すると共に、必要に応じてサービス提供事業者から説明を受け、ケアプランに基づいて支障なく適切にサービスが提供され、サービスの成果があがっているかなどを把握します。</p> <p>万一、サービス利用者に苦情などがある場合、また、心身の状況が著しく変化しサービスとの間に不整合が生じている場合は、ご本人等の意向をもとにサービス担当者会議、電話または訪問などによりケアプランまたはサービス内容などの調整をおこないます。</p>	○
給付管理	<p>居宅介護サービス計画に基づいて、利用している月々のサービス給付額を管理し、介護報酬支払者(国民健康保険団体連合会)に報告します。</p>	○
要介護(支援)認定の協力, 援助	<p>次の場合は要介護認定等に係わる申請等手続きの援助をいたします。</p> <p>①要介護認定を新たに申請する場合</p> <p>②要介護認定を更新する場合</p>	○
施設の紹介	<p>利用者の希望により介護保険施設を紹介します。</p>	○
相談	<p>介護保険等に関する相談に応じます。</p>	○

9. 受託介護予防支援サービスの概要（提供するサービス内容）

介護予防支援サービスの内容	提供方法	介護保険適用の有無
<p>介護予防サービス計画の作成</p>	<p>次の方法で介護予防ケアプランを作成します。</p> <p>1. 情報収集 家庭訪問等により介護予防ケアプラン作成に必要な情報をお聞きする。 (1) ご本人，又はご家族から ①ご本人の心身の状況 ②日常生活動作能力 (食事，排泄，着替え，整容，入浴，起居移動などの能力) ③日常生活手段能力 (炊事，洗濯，掃除，買い物，金銭管理などの能力) ④介護環境，介護状況 ⑤ご本人，ご家族の意向や希望など ⑥公費（公費医療負担受給者）等で減免申請の希望など (2) 主治医，要介護認定調査票，認定審査会審査票などから契約書であなたの了解を得ている上記関係者などから必要に応じて情報提供を受けます。</p> <p>2. 介護予防ケアプラン原案の作成 上記を総合して，利用したいサービスの種類，量等を決定し，週間サービス利用計画表（ケアプラン）と利用料金総額、自己負担額を明示した原案を作成します。</p> <p>3. ご本人又はご家族の同意 上記原案を提示し，同意を得て介護予防サービス利用計画表を最終決定します。</p> <p>4. 利用サービス事業者の選択決定 決定した介護予防サービス利用計画表により，利用するサービス事業者の選択決定を支援します。</p>	<p>○</p>
<p>居宅サービス事業者との連絡，調整</p>	<p>ご本人が円滑にかつ適切にサービスが利用できるように、関係事業者と「サービス担当者会議」を開催するか、電話または訪問によりサービス事業者間の連絡調整をおこないます。</p>	<p>○</p>

経過観察, 評価	<p>3月に1回以上ご本人を家庭訪問すると共に、必要に応じてサービス提供事業者から説明を受け、介護予防ケアプランに基づいて支障なく適切にサービスが提供され、サービスの成果があがっているかなどを把握します。</p> <p>万一、サービス利用者に苦情などがある場合、また、心身の状況が著しく変化し介護予防サービスとの間に不整合が生じている場合は、ご本人等の意向をもとにサービス担当者会議、電話または訪問などにより介護予防ケアプランまたは介護予防サービスの内容などの調整をおこないます。</p>	○
給付管理	<p>介護予防サービス計画に基づいて、利用している月々のサービス給付額を管理し、介護報酬支払者(国民健康保険団体連合会)に報告します。</p>	○
要介護(支援)認定の協力, 援助	<p>次の場合は要介護認定等に係わる申請等手続きの援助をいたします。</p> <p>③要介護認定を新たに申請する場合</p> <p>④要介護認定を更新する場合</p>	○
施設の紹介	<p>利用者の希望により介護保険施設を紹介します。</p>	○
相談	<p>介護保険等に関する相談に応じます。</p>	○

10. 協力医療機関

医療機関の名称	広島総合病院
---------	--------

11. 苦情等申立先・苦情処理の体制

お客様相談室	窓口担当者 高本 裕子 時 間 毎月曜日から土曜日 9時～18時 方 法 電話 (0829-39-8787) 電話でお聞かせいただくか、当方から訪問させていただきます。
ご意見箱	玄関にお客様ご意見箱を設置しております。

苦情処理の体制は、別表の通りです。

なお、下記においても苦情を受け付けております。

廿日市市役所 福祉保健部高齢介護課高齢介護係	所在地 廿日市市下平良1丁目11-1 電話番号 0829-20-0001 ご利用時間 平日8時30分から午後5時まで
広島市佐伯区役所 厚生部健康長寿課介護保険係	所在地 広島市佐伯区海老園2丁目5-28 電話番号 082-943-9730 ご利用時間 平日8時30分から午後5時まで
広島県国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 082-554-0783 ご利用時間 平日8時30分から午後5時15分まで

12. 利用料など

このサービス（ケアプラン作成及びケアマネジメント）の利用料及びその他の費用は以下の通りです。

- (1) ケアプラン作成費 … 要介護支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので利用者負担は必要ありません。
但し、保険料の滞納により、法定代理受領が出来なくなった場合は、1ヵ月分全額をお支払いただき、当事業者が発行するサービス提供証明書をもって後日あなたの保険者（市・町）の窓口へ提出しますと全額払戻を受けられます。
- (2) 交通費 … 通常事業実施地域（廿日市市（旧廿日市市、旧大野町）、佐伯区）内にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費（市町境界から1km当り20円）が必要です。（訪問した時にサービスをキャンセルした場合も同じです。）
- (3) その他 … ご希望により記録を謄写した場合はその費用（1枚20円）をいただくことがあります。
居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類が必要な場合は、いつでも交付しますのでお申出下さい。

13. 事故発生時の対応

介護支援サービス等を提供している際に、事故が発生した場合は、速やかにご家族や主治医等に連絡するなどの必要な措置を講じるとともに管理者及び

市町等関係機関に報告します。

14. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム清鈴園 消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	施設の屋上に非常用サイレンを設置し、これが鳴った場合には近隣居住者が施設に救援に来てもらうように依頼してあります。			
平常時の訓練等	別途定める「特別養護老人ホーム清鈴園 消防計画」にのっとり総合消防訓練の他、年2回夜間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。			
防災設備 (特別養護老人ホームと共通)	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	4個所
	避難階段	1個所	屋内消火栓	7個所
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	18個所	漏電火災報知機	なし
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：平成22年 7月 1日（変更届） 防火管理者：猪股 誠司			

15. その他

(1) 担当職員の変更

①あなたはいつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。

その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

②当事業者は、担当の職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の職員を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。

(2) 利用契約者について

①当事業所利用者希望者との間に利用契約を行うにあたっては本「重要事項及びサービス内容説明書」の説明を行いその内容を了解した場合に書面をもって行います。

②認知症老人等、意思能力に問題がある利用者には、成年後見人制度を利用するか、またその程度にいたらない利用者の場合も契約の理解に難がある場合は、家族や地域福祉権利擁護制度の「生活支援員」等の立ち会いを求めることがあります。

個人情報保護に対する基本方針

1 基本方針

社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言いたします。

2 個人情報の適切な収集・利用・提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏洩、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

3 安全性確保の実践

- (1) 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役員に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

4 個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

当法人が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは、開示、訂正、削除、利用停止等の依頼について、以下の窓口でお受けいたします。

【個人情報保護管理者】

電話 0829-38-0011

FAX 0829-38-1192

2005年7月26日

社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団

理事長 西尾正嗣

個人情報の利用目的

社会福祉法人西中国キリスト教社会事業団では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に対する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供における利用目的】

1. 施設内部での利用目的
 - ① 施設が利用者等に提供する介護サービス
 - ② 介護保険事務
 - ③ 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 入退所等の管理
 - ・ 会計、経理
 - ・ 介護事故、緊急時等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上
2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的
 - ① 施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ その他の業務委託
 - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
 - ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
 - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は提出等

【上記以外の利用目的】

1. 施設内部での利用に係る利用目的
 - ① 施設の管理運営業務のうち
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・ 施設において行われる事例研究等
2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
 - ① 施設の管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
 - ・ 施設、設備の管理・保険事業者への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う事はいたしません。

2005年7月26日

社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団
理事長 西尾 正嗣

重要事項の説明

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）」第4条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

説明年月日 年 月 日

事業者

住 所	〒738-0031 広島県廿日市市原362番地2
法人名	社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団
代表者	理 事 長 西 尾 正 嗣
名 称	居宅介護支援事業所 清鈴園
説明者	印